

# 住宅性能評価業務規程

株式会社 I-PEC

2022.02.20 改定

## 目 次

## 第1章 総則

第1条（趣旨）

第2条（基本方針）

第3条（評価等の業務を行う時間及び休日）

第4条（事務所の所在地）

第5条（評価等の業務を行う区域）

第6条（評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲）

## 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第7条（設計住宅性能評価の申請）

第8条（長期使用構造等確認の申請）

第9条（住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第10条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第11条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第12条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第13条（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）

第14条（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第15条（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

## 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

第16条（建設住宅性能評価の申請）

第17条（建設住宅性能評価の申請の受理及び契約）

第18条（建設住宅性能評価）

第19条（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第20条（建設住宅性能評価の申請の取り下げ）

第21条（建設工事の変更）

第22条（建設住宅性能評価書の交付）

## 第4章 評価員等

第23条（評価員の選任）

第24条（評価員の解任）

第25条（評価員の配置）

第26条（評価員の教育）

第27条（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第28条（評価員等の身分証の携帯）

第29条（秘密保持義務）

## 第5章 評価料金等

- 第30条（評価料金等の収納）
- 第31条（評価料金等を減額するための要件）
- 第32条（評価料金等を増額するための要件）
- 第33条（評価料金等の返還）
- 第34条（負担金の納付）

## 第6章 雑則

- 第35条（登録の区分等の掲示）
- 第36条（評価業務規程等の公開）
- 第37条（財務諸表等の備付け）
- 第38条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）
- 第39条（帳簿及び書類の保存）
- 第40条（帳簿及び書類の保存及び管理方法）
- 第41条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第42条（評価等の業務に関する公正の確保）
- 第43条（損害賠償保険への加入）
- 第44条（事前相談）

## 附 則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社I-PEC（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年 法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

#### （基本方針）

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

#### （評価等の業務を行う時間及び休日）

第3条 評価等の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。  
ただし、土曜日の業務を行う時間は、午前9時00分から午後3時00分までとする。

- 2 評価等の業務の休日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
  - (4) 7月17日（祇園祭り山鉾巡行日）
  - (5) 8月14日・15日・16日（盆休み）
  - (6) その他、当機関が定める日
- 3 評価等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時調整が図られている場合又は事前に当機関の事務所に臨時の休業のお知らせの告示文を掲示すると共に、インターネット上に開設した当機関のホームページにおいて同内容を公表する場合は、前2項の規定によら

ないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2とする

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価の業務を行う区域は、京都府・滋賀県及び大阪府の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

## 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
  - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(但し、必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（但し、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書またはその写しを除く。）
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
  - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第2項の規定により提出される図書（以下「長期使用構造等確認図書」という。）の受理において準用する。

(住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

- 第9条 法第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、住宅を新築する場合は設計住宅性能評価、住宅を新築する場合以外は建設住宅性能評価に関する規定を適用する。
- 2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

- 第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。  
この場合、申請者と当機関は別に定めるI-PEC住宅性能評価業務約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結したものとす。
- 5 前項の約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を選択する性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
  - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
  - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 評価料金の額に関すること。
    - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
    - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
  - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
    - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
  - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
    - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
    - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
    - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
    - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律

第201号、以下「建築基準法」という。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

- 6 前5項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアル及び長期使用構造等確認に用いる長期使用構造等確認マニュアルに従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、当機関に既に提出済の設計評価提出図書2部を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 計画の変更内容が住宅等間取りの変更であり、その内容が大規模であると当機関が判断したとき、又は評価等級を申請者等の都合により変更するとき(審査の結果当機関が等級を下げることに對し、やむを得ないものと判断した場合を除く)は、申請者は設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき
  - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第1に定める方法に従う。
  - 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨書面をもって通知する。
  - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
  - 5 前4項（ただし、第1項第3号を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

- 第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。
- ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

- 第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
  - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
  - (3) 施工状況報告書の様式
  - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（但し、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書またはその写しを除く。）
  - 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の

各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
  - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
  - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
  - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
  - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項に掲げる図書が整っていない場合であっても当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
  - 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価の申請の受理及び契約）

- 第17条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 形式上の不備がないこと。
  - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
  - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
  - 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める約款に基づき契約を締結したものとする。
  - 5 前項の約款には少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
    - (1) 建設住宅性能評価を選択する性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
    - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
      - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
      - (b) 申請者は、当機関の評価の業務に従事する職員（評価員を含む）が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
    - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
      - (a) 評価料金の額に関すること。
      - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
      - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
    - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
      - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
      - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰する事のできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上期日を変更できること。
      - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができる

できること。

- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと

(建設住宅性能評価)

- 第18条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
  - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
  - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
  - 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は所有者の同意を得ている場合に限る）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
  - 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関はその是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第19条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
  - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
  - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
  - 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

## (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、当機関に既に提出済の建設評価提出図書2部のうち1部を除いて申請者に返却する。但し、当機関にて当該建設住宅性能評価対象建築物の設計住宅評価書の交付を行っている場合は、既に提出済の建設評価提出図書(2部)を申請者に返却するものとする。

## (建設工事の変更)

- 第21条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

## (建設住宅性能評価書の交付)

- 第22条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
  - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
  - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 3 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

## 第4章 評価員等

## (評価員の選任)

- 第23条 当機関の代表者(以下、「代表取締役」という。)は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じそれぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように

毎年度見直しを行うものとするものとする。

（評価員の解任）

第24条 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を事務所に2人以上、配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない
- 3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる

（評価員の教育）

第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員を含め事務所に2人以上配置する。

- 2 代表取締役は、住宅評価部部长を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証の携帯）

第28条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない

- 2 前項の身分証の様式は、別記第1号様式による。

（秘密保持義務）

第29条 当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第5章 評価料金等

（評価料金等の収納）

第30条 申請者は、別表第2に定める評価料金を、現金または銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金等を減額するための要件）

第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額をする場合の減額率等の上限に関しては、別に定める。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に

係る住宅性能評価の申請を行うとき。

ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。

- (3) 一戸建ての住宅において、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が3日以内に3件以上の申請が見込めるときで、住戸プランその他の類似性により設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (4) 設計住宅性能評価の評価事項が必須事項のみであり、かつその等級レベルより審査に要する期間短縮が見込めるとき。
- (5) 既に当機関の住宅性能評価業務以外の審査業務にて性能評価にかかる設計内容の正合性または等級が明らかになっているとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (7) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (8) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務に係る検査を行うとき。但し、評価料金収納時の計画として左記検査と建設住宅性能評価の現地検査の時期を同一と設定し、評価料金を減額していたにも係らず、工事施工計画その他の都合により検査の日時が別々となった場合には減額していた評価料金を改めて当機関に収納するものとする。
- (9) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。但し、評価料金収納時の計画として、一団地の建設住宅性能評価の現地検査の時期を同一と設定し、評価料金を減額していたにもかかわらず、工事施工計画その他の都合により検査の日時が別々となった場合には、減額していた評価料金を改めて当機関に収納するものとする。
- (10) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (12) この規程の評価料金改定の前に申請者からの依頼に基づき評価料金の見積書を発行している場合は、改定前の料金規程に基づく料金とする。但し、評価料金改定前1年以内に発行した見積書に限り適用する。
- !13) その他、当機関が効率的に評価業務が実施できると判断したとき。

評価料金等を増額するための要件)

**第32条** 評価料金等は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。なお増額をする場合の増額率等の上限に関しては、別に定める。

- (1) 申請者の依頼により短期間にて評価を実施するとき。
- (2) 申請者の非協力その他当機関の責に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の審査中に、申請者の依頼その他の事由で再審査が必要となったとき。
- (4) 評価対象建築物又は長期使用構造等確認対象建築物が、この規程を作成した時点において審査・検査にかかる労力または審査期間が想定できない高度な技術により設計または建設がおこなわれているとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、別表第2に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければならないとき。

2. 前項により評価料金等に増額が発生した場合の支払い方法その他必要事項については別に定める

(評価料金等の返還)

**第33条** 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

**第34条** 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第6章 雑則

## (登録の区分等の掲示)

第35条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

## (評価業務規程等の公開)

第36条 当機関は、本規程を評価等の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ <http://www.kakunin-ipecc.co.jp> において公表するものとする。

## (財務諸表の備付け)

第37条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

## (財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第38条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)の請求をするには、当機関が定めた費用を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

2. 前項の閲覧等の請求に関し必要となる事項は、別に定める。

## (帳簿及び書類の保存)

第39条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (2) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間
- (3) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

## (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第40条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にある場合は審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

## (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第41条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

## (評価等の業務に関する公正の確保)

第42条 当機関の役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当機関の役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものと

- する。
- (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
  - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）

- 第43条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間5千万円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

- 第44条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

## 別表第1 (第12条第2項 第19条第2項)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

105-00-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

6～ 9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	住宅性能評価について 1：設計 2：建設（新築） 3：建設（既存） 4：設計及び長期確認  長期使用構造等確認について 1：新築
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～ 16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から順に付するものとする。）

別表第2

料金改定：令和4年2月20日（長期使用構造等の審査追加）

**株式会社I-PEC 住宅性能評価料金表** ※下記の料金には消費税が含まれています。

住宅性能評価および長期優良住宅にかかる料金は、住宅の種類（一戸建ての住宅、共同住宅等）及び住宅性能の型式認定等の種類（型式認定、製造者認証）等により、下記の表の通りとします。

記

別表第2-1-a

- 単独申請（住宅性能評価）の場合
- 単独申請（長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	設計評価 または 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	50,000	100,000
200 ～500	80,000	140,000
500 ～	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-1-b

- 同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	設計評価 プラス 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	75,000	100,000
200 ～500	120,000	140,000
500 ～	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-1-c

- 変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下のCASE.1 および CASE.2 の場合

CASE.1

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE.2

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	100,000
200 ～500	160,000
500 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-1-d

- 変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	50,000
200 ～500	80,000
500 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-1-e

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超            ~以下 (㎡)	変更設計評価
0            ~200	25,000
200        ~500	40,000
500        ~	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-1-f

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

CASE. 3

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 4

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 5

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超            ~以下 (㎡)	変更設計評価
0            ~200	50,000
200        ~500	80,000
500        ~	別途見積

別表第2-1-g

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超            ~以下 (㎡)	変更設計評価
0            ~200	25,000
200        ~500	40,000
500        ~	別途見積

別表第2-1-h

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

別表第2-15 により見積とする

別表第2-1-i

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が他機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超            ~以下 (㎡)	変更設計評価
0            ~200	50,000
200        ~500	80,000
500        ~	別途見積

別表第2-2-a

単独申請（住宅性能評価）の場合

○（新築）共同住宅等

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	設計評価 住棟料金+M×住戸単価	建設評価 N×検査単価+M×住戸単価
0 ～200	27,000+M×7,000	N×20,000+M×12,000
200 ～500	27,000+M×6,000	N×20,000+M×11,000
500 ～1,000	40,000+M×6,000	N×20,000+M×11,000
1,000 ～2,000	43,000+M×6,000	N×34,000+M×10,000
2,000 ～3,000	80,000+M×6,000	N×61,000+M×10,000
3,000 ～4,000	99,000+M×5,000	N×81,000+M×10,000
4,000 ～5,000	123,000+M×5,000	N×104,000+M×9,000
5,000 ～6,000	194,000+M×5,000	N×116,000+M×9,000
6,000 ～8,000	218,000+M×5,000	N×139,000+M×9,000
8,000 ～10,000	317,000+M×5,000	N×146,000+M×9,000
10,000 ～13,000	383,000+M×4,000	N×146,000+M×8,000
13,000 ～16,000	396,000+M×4,000	N×170,000+M×8,000
16,000 ～20,000	410,000+M×4,000	N×170,000+M×8,000
20,000 ～25,000	436,000+M×3,000	N×170,000+M×8,000
25,000 ～30,000	449,000+M×3,000	N×194,000+M×8,000
30,000 ～	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。
- ※ M：評価対象住戸数，N：検査回数
- ※ 規則第1条第1項四において「共同住宅等」に分類される兼用住宅その他小規模の住宅にあつては、その計画状況を確認したうえで「一戸建ての住宅」として評価料金を算定する場合があります。

別表第2-2-b

（新築）共同住宅等にかかる下記 CASE.6 ～ CASE.7 については、別途見積とします。

- CASE.6 長期使用構造等についての単独申請
- CASE.7 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-2-c

（新築）共同住宅等の変更設計住宅性能評価にかかる下記 CASE.8 ～ CASE.9 については、別途見積とします。

- CASE.8 長期使用構造等についての単独申請
- CASE.9 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-2-d

（新築）共同住宅等の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：  
別表第2-15 を基本に別表第2-2-a により算出します。

別表第2-3-a

単独申請（住宅性能評価）の場合

単独申請（長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	検査回数	設計評価 または 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	4回	40,000	85,000
200 ～	4回	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-3-b

同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）の場合

- （新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	検査回数	設計評価 プラス 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	4回	60,000	85,000
200 ～	4回	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-3-c

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下のCASE. 10 および CASE. 11 の場合

CASE. 10

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 11

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	80,000
200 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-3-d

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

- （新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	40,000
200 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-3-e

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	20,000
200 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-3-f

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下のCASE. 12 ・ CASE. 13 および CASE. 14 の場合

CASE. 12

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 13

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 14

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	40,000
200 ～	別途見積

別表第2-3-g

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	20,000
200 ~	別途見積

別表第2-3-h

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

別表第2-15 により見積とする

別表第2-3-i

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が他機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	40,000
200 ~	別途見積

別表第2-4-a

単独申請 (住宅性能評価) の場合

単独申請 (長期優良住宅) の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	検査回数	設計評価 または 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ~200	2回	40,000	50,000
	3回	40,000	75,000
200 ~	2回	別途見積	
	3回		

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金の別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-4-b

同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	検査回数	設計評価 プラス 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ~200	2回	60,000	50,000
	3回	60,000	75,000
200 ~	2回	別途見積	
	3回		

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金の別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-4-c

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下のCASE. 15 および CASE. 16 の場合

CASE. 15

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 16

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（製造者認証）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	80,000
200 ～	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-4-d

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

- （新築）一戸建ての住宅（製造者認証）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	40,000
200 ～	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-4-e

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（製造者認証）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	20,000
200 ～	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-4-f

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下のCASE. 17 ・ CASE. 18 および CASE. 19 の場合

CASE. 17

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 18

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 19

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（製造者認証）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	40,000
200 ～	別途見積

別表第2-4-g

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- （新築）一戸建ての住宅（製造者認証）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	20,000
200 ～	別途見積

別表第2-4-h

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)  
別表第2-15 により見積とする

別表第2-4-i

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が他機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	40,000
200 ~	別途見積

別表第2-5-a

単独申請 (住宅性能評価) の場合

- (新築) 共同住宅等 (型式認定)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	検査回数	設計評価	建設評価
		住棟料金+M×住戸単価	検査料金+M×住戸単価
0 ~200	4回	30,000+M×5,000	80,000+M×10,000
200 ~500	4回	40,000+M×4,000	90,000+M×9,000
500 ~1,000	4回	50,000+M×4,000	100,000+M×9,000
1,000 ~2,000	4回	70,000+M×4,000	140,000+M×9,000
2,000 ~	4回	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。
- ※ M：評価対象住戸数
- ※ 規則第1条第1項四において「共同住宅等」に分類される兼用住宅その他小規模の住宅にあつては、その計画状況を確認したうえで「一戸建ての住宅」として評価料金を算定する場合があります。

別表第2-5-b

(新築) 共同住宅等 (型式認定) にかかる下記 CASE. 20 ~ CASE. 21 については、別途見積とします。

- CASE. 20 長期使用構造等についての単独申請
- CASE. 21 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-5-c

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価にかかる下記 CASE. 22 ~ CASE. 23 については、別途見積とします。

- CASE. 22 長期使用構造等についての単独申請
- CASE. 23 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-5-d

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：  
別表第2-15 を基本に別表第2-2-a により算出します。

別表第2-5-e

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合：別途見積とします。

別表第2-5-f

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価の同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合：  
別途見積とします。

別表第2-5-g

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請の場合：別途見積とします。

別表第2-5-h

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：  
別表第2-15 を基本に別表第2-5-a により算出します。

別表第2-6-a

単独申請 (住宅性能評価) の場合

○ (新築) 共同住宅等 (製造者認証)

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	検査回数	設計評価	建設評価	合計
		住棟料金+M×住戸単価	検査料金+M×住戸単価	
0 ～200	2回	30,000+M×4,000	60,000+M×10,000	90,000+M×13,000
	3回	30,000+M×4,000	70,000+M×10,000	100,000+M×13,000
200 ～500	2回	40,000+M×4,000	60,000+M×9,000	100,000+M×13,000
	3回	40,000+M×4,000	80,000+M×9,000	120,000+M×13,000
500 ～1,000	2回	50,000+M×4,000	60,000+M×9,000	110,000+M×13,000
	3回	50,000+M×4,000	90,000+M×9,000	140,000+M×13,000
1,000 ～2,000	2回	70,000+M×4,000	90,000+M×9,000	150,000+M×14,000
	3回	70,000+M×4,000	120,000+M×9,000	180,000+M×14,000
2,000 ～	2回	別途見積		
	3回	別途見積		

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。
- ※ M：評価対象住戸数
- ※ 規則第1条第1項四において「共同住宅等」に分類される兼用住宅その他小規模の住宅にあつては、その計画状況を確認したうえで「一戸建ての住宅」として評価料金を算定する場合があります。

別表第2-6-b

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) にかかる下記CASE. 24 ～ CASE. 25 については別途見積とします。  
CASE. 24 長期使用構造等についての単独申請  
CASE. 25 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-6-c

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) の変更設計住宅性能評価の同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合  
別途見積とします。

別表第2-6-d

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) の変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請の場合：別途見積とします。

別表第2-6-e

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：  
別表第2-15 を基本に別表第2-5-a により算出します。

別表第2-7

6-3室内空気中の化学物質の濃度測定業務の評価料金

○ 一戸建ての住宅

ホルムアルデヒドのみ	VOC
別途見積	別途見積

○ 共同住宅等

ホルムアルデヒドのみ	VOC
別途見積	別途見積

※ VOCとはホルムアルデヒドを除く「特定測定物質」を指します。

別表第2-8

○ 当機関以外の者が設計住宅性能評価、又は変更設計住宅性能評価を行った建築物の建設住宅性能評価料金への加算額

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	加算額
0 ～200	20,000
200 ～1,000	50,000
1,000 ～3,000	70,000
3,000 ～5,000	100,000
5,000 ～10,000	150,000
10,000 ～	別途見積

別表第2-9

○ 設計および建設住宅性能評価申請における追加料金

5-2 一次エネルギー消費量等級を選択した場合は、設計および建設住宅性能評価料金に下記の料金を加算します。 一戸建ての住宅 設計および建設評価料金にそれぞれ 3,000円 を加算します。 共同住宅等 設計および建設評価料金の住戸単価にそれぞれ3,000円を加算します。
評価対象性能表示事項のうち必須以外の項目を選択する場合は、各性能表示事項につき 1,000円 を加算します。 但し、合計金額の上限および適用範囲等は下記のとおりとします。 一戸建ての住宅 加算する金額の上限を 5,000円 とします。 共同住宅等(延べ床面積が 1,000㎡ を超える規模の審査対象建築物には適用しません。) 住棟に関わる項目の加算金額は 10,000円 を、住戸に関わる項目の加算金額は 3,000円 を上限として、別表の住戸単価に加算します。
液状化情報提供を希望する場合は、設計および建設住宅性能評価料金に 5,000円 を加算します。
限界耐力計算による場合は、事前にご相談ください。
免震建築物の場合は、事前にご相談ください。
特殊な構造解析ソフトウェア(マイダス等)による場合は、事前にご相談ください。別途見積金額を提示させていただきます。

※ 変更設計住宅性能評価申請時に上記審査事項が新たに追加される場合、本表(別表第2-9)が適用となります。

別表第2-10

○ (既存) 一戸建て住宅

現況検査・特定現況検査

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	設計図書 の有無(※)	現況検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)	再検査
0 ～200	あり	200,000	別途見積	別途見積
	なし	—	—	—
200 ～	あり	別途見積	別途見積	別途見積
	なし	—	—	—

※ 設計図書ありとは、新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、同図書一式を申請時に参考資料として添付できる場合を指します。

※ 設計図書がない住宅については、事前にご相談ください。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 特定現況検査は現況検査と同時実施とします。

別表第2-11

○ (既存) 一戸建て住宅

個別性能評価

評価項目		新築時の設計図書 がある住宅(※)	左記以外の住宅
構造の安定 に関すること	1-1 耐震等級(構造体の倒壊等防止)	別途見積	—
	1-2 耐震等級(構造体の損傷防止)		
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		
	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等防止及び損傷防止)		
	1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊等防止及び損傷防止)		
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		
	1-7 基礎の構造方法及び形式等		
火災時の安全 に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	50,000	別途見積
	2-4 脱出対策(火災時)		
	2-5 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部)]		
	2-6 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部以外)]		
劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	別途見積	—
維持管理・更新への 配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	50,000	別途見積

評価項目		新築時の設計図書がある住宅（※）	左記以外の住宅
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	別途見積	—
	5-2 一次エネルギー消費量等級		
空気環境に関すること	6-2 局所換気設備	50,000	別途見積
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積	
	6-4 石綿含有建材の有無等		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等		
光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	50,000	
	7-2 方位別開口比		
高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	50,000	
防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	50,000	

※ 新築時の設計図書がある住宅とは、新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、同図書一式を申請時に参考資料として添付できる場合を指します。

※ 設計図書がない住宅については、事前にご相談ください。

別表第2-12

○（既存）共同住宅等

1-（1）現況検査

床面積の合計 超 ～以下（㎡）	設計図書 の有無（※）	現況検査 検査料金+M×住戸単価	再検査
0 ～200	あり	250,000+M×50,000	別途見積
200 ～500	あり	250,000+M×50,000	
500 ～1,000	あり	300,000+M×50,000	
1,000 ～3,000	あり	350,000+M×50,000	
3,000 ～4,000	あり	350,000+M×50,000	
4,000 ～5,000	あり	400,000+M×50,000	
5,000 ～10,000	あり	450,000+M×50,000	
10,000 ～	あり	別途見積	

※ 設計図書ありとは、新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、同図書一式を申請時に参考資料として添付できる場合を指します。

※ 設計図書がない住宅については、事前にご相談ください。

※ M：評価対象住戸数

1-（2）特定現況検査（腐朽等・蟻害）

床面積の合計 超 ～以下（㎡）	設計図書 の有無（※）	特定現況検査 （腐朽等・蟻害）	再検査
0㎡ ～	あり	別途見積	別途見積

※ 設計図書ありとは、新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、同図書一式を申請時に参考資料として添付できる場合を指します。

※ 設計図書がない住宅については、事前にご相談ください。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-13

○（既存）共同住宅等

個別性能評価（1住戸の評価料金）

評価項目		新築時の設計図書がある住宅（※）	左記以外の住宅
構造の安定に関すること	1-1 耐震等級（構造体の倒壊等防止）	別途見積	—
	1-2 耐震等級（構造体の損傷防止）		
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
	1-4 耐風等級（構造体の倒壊等防止及び損傷防止）		
	1-5 耐積雪等級（構造体の倒壊等防止及び損傷防止）		
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		
	1-7 基礎の構造方法及び形式等		
火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	50,000	別途見積
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）		
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）		
	2-4 脱出対策（火災時）		
	2-5 耐火等級〔延焼の恐れのある部分（開口部）〕		
	2-6 耐火等級〔延焼の恐れのある部分（開口部以外）〕		
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）		
劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	別途見積	—

評価項目		新築時の設計図書がある住宅（※）	左記以外の住宅
維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	50,000	別途見積
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）		
	4-3 更新対策（共用配管）		
	4-4 更新対策（住戸専用部）		
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	別途見積	—
	5-2 一次エネルギー消費量等級		
空気環境に関すること	6-2 局所換気設備	50,000	別途見積
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積	
	6-4 石綿含有建材の有無等		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等		
光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	50,000	100,000
	7-2 方位別開口比		
高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	50,000	100,000
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	別途見積	別途見積
防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	50,000	100,000

※ 新築時の設計図書がある住宅とは、新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、同図書一式を申請時に参考資料として添付できる場合を指します。

※ 設計図書がない住宅については、事前にご相談ください。

別表第2-14

遠隔地現場検査追加料金

	建設地	遠隔地追加料金
京都府	京丹波町	10,000
京都府	中丹広域振興局エリア	20,000
京都府	丹後広域振興局エリア	20,000
滋賀県	長浜市 (旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)	10,000
大阪府	箕面市、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、交野市、四條畷市、大東市	20,000
大阪府	大阪市、東大阪市、より以南エリア	20,000

※ 遠隔地現場検査追加料金は、現場検査（再検査又は、工区分け検査を含む）のため当該建設地に赴くごとに必要です。

別表第2-15

設計住宅性能評価料金の算定根拠となる床面積等の取り扱いは下記の通りです。

なお、下記に基づいて算出した評価料金のうち1000円未満については切り捨てとします。

1. 住宅を建築する場合。 (次の2から5までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る各階の床面積の合計（以下、「床面積」とする。）により算定した金額を評価料金とする。
2. 当機関が設計住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を変更し、その内容が大規模であると当機関が判断する場合。	一戸建て住宅の場合は、当該住宅の床面積の2分の1を評価料金表に当てはめて算定した金額を評価料金とする。 (床面積の増加する部分がある場合は当該増加する部分の床面積を加算した数値にて算定する。以下同じ。)  共同住宅等の場合は、住戸に係る計画の変更については、変更する住戸数に変更する評価項目1区分につき¥3,000/戸を乗じた額（ただし当初の設計評価料金総額を超えないものとする。）を、住棟に係る計画の変更については、住棟の床面積の2分の1を評価料金に当てはめて算定する基本料金を、各々合算した金額を評価料金とする。
3. 当機関が設計住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を変更し、その内容が大規模ではないが、変更後の再審査にかなりの労力が必要と思われる場合。	上記2により算定した金額の2分の1の金額を評価料金とする。
4. 着工中の住宅の設計住宅性能評価の計画の変更をし、変更設計住宅性能評価を申請する場合で、着工中の住宅に係る設計住宅性能評価を当機関より受けている場合。	上記2により算定した金額を評価料金とする。
5. 着工中の住宅の設計住宅性能評価の計画の変更をし、変更設計住宅性能評価を申請する場合で、着工中の住宅に係る設計住宅性能評価を当機関以外より受けている場合。	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。



【裏面】

(注意)

1. 評価業務にあたっては、本証を常に携帯すること。
2. 本証を紛失または毀損したときは、直ちに再発行を受けること。
3. 本証は他人に貸与し、または譲渡しないこと。
4. 身分を失ったときは必ず返還すること。
5. 本証の有効期間は、 年 月 日までとする。

【表面】

株式会社 I-PEC 社員証

年 月 日 交付

(所属部名)

(役職名)

氏名

株式会社 I-PEC

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2

TEL No. 075-254-8250

FAX NO. 075-231-7220

写真

備考：株式会社 I-PEC 確認検査業務規程第12条第2項

附属文書様式 A-01 を準用する

【裏面】 記載なし